

石川労働局発表
平成30年 11月29日(木)

[照会先]

石川労働局労働基準部賃金室
室長 澤田 とも子
賃金指導官 南出 清一
連絡先 ☎076-265-4425

報道関係者 各位

県内4つの特定(産業別)最低賃金が改正されます！！

石川労働局長(松竹 ^{まつたけ} 泰男)は、平成30年10月24日から同月30日までの間に、石川地方最低賃金審議会(会長 ^{たかみ} 高見 ^{としや} 俊也(株)北國新聞社 論説委員会 委員長)から答申のあった4つの特定(産業別)最低賃金の改正決定について、期日までに異議の申出がなかったことから、同答申どおり改正することを決定し、11月22日、28日及び29日に逐次官報に公示しました。
なお、今回の改正決定の概要は、下表のとおりです。

今回、改正決定された特定(産業別)最低賃金とは、特定の産業を営む事業場の労働者に適用され、地域別最低賃金である石川県最低賃金(時間額806円)より高い金額水準で設定される最低賃金であります。

《特定(産業別)最低賃金に係る改正決定の概要》

No.	最低賃金の名称	現行の 最低賃金額 (時間額)	改正後の 最低賃金額 (時間額)	引上げ額	改正発効日
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	880円	900円	20円	平成30年 12月31日
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	880円	900円	20円	
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	826円	847円	21円	
4	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	820円	840円	20円	

【注】特定(産業別)最低賃金の適用範囲は、別添リーフレットの裏面のとおりです。

※最低賃金制度の詳細は、石川労働局ホームページに掲載されています。

<http://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

特定（産業別）最低賃金額の推移（平成21～30年度） 石川労働局 【参考】

産別		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
機械器具等	時間額	806円	811円	815円	820円	826円	836円	849円	863円	880円	900円
	引上額	1円	5円	4円	5円	6円	10円	13円	14円	17円	20円
	引上率	0.12%	0.62%	0.49%	0.61%	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%
	発効年月日	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
自動車等	時間額	806円	811円	815円	820円	826円	836円	849円	863円	880円	900円
	引上額	1円	5円	4円	5円	6円	10円	13円	14円	17円	20円
	引上率	0.12%	0.62%	0.49%	0.61%	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%
	発効年月日	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
電子部品等	時間額	747円	754円	758円	763円	770円	781円	795円	810円	826円	847円
	引上額	2円	7円	4円	5円	7円	11円	14円	15円	16円	21円
	引上率	0.27%	0.94%	0.53%	0.66%	0.92%	1.43%	1.79%	1.89%	1.98%	2.54%
	発効年月日	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
百貨店等	時間額	760円	766円	770円	775円	781円	790円	800円	811円	820円	840円
	引上額	2円	6円	4円	5円	6円	9円	10円	11円	9円	20円
	引上率	0.26%	0.79%	0.52%	0.65%	0.77%	1.15%	1.27%	1.38%	1.11%	2.44%
	発効年月日	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
綿紡績等	時間額	713円	716円	718円	721円	726円	735円	745円	758円	782円	782円
	引上額	1円	3円	2円	3円	5円	9円	10円	13円	24円	※2 (806円)
	引上率	0.14%	0.42%	0.28%	0.42%	0.69%	1.24%	1.36%	1.74%	3.17%	-
	※1 発効年月日	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	-

※1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金（平成30年度は、改正決定することの必要性が認められず）

※2 石川県最低賃金の金額の方が高いため、石川県最低賃金（時間額806円）が適用されます。